

# 目黒都税事務所からのお知らせ

## 1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和3年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	<b>令和3年2月1日(月)</b>

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産  クリック

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

eLTAX

ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

ヘルプデスク

☎ 0570-081459

(左記電話番号につながらない場合: ☎03-5521-0019)

9:00~17:00 (土・日・休日、年末年始 12/29~1/3 を除く)



東京都目黒都税事務所 固定資産税課 償却資産班 ・直通 03 - 5722 - 9074

## 新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の 令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度について

### ■対象者・対象資産

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、事業収入が一定程度減少(※1)した中小事業者等(※2)で、令和3年2月1日(月)までに特例の申告をされた場合、事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

※1 令和2年2月~10月までの間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している方	2分の1
50%以上減少している方	ゼロ

※2 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人(資本又は出資を有しない法人は従業員数1,000人以下)又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等が該当します。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

お問合せ先 詳細は、コールセンターへお問い合わせいただくか、主税局HPをご覧ください。

▶東京23区固定資産税コロナコールセンター

▶主税局ホームページ

**03 - 3525 - 4106** (平日9時から17時)

主税局 コロナ

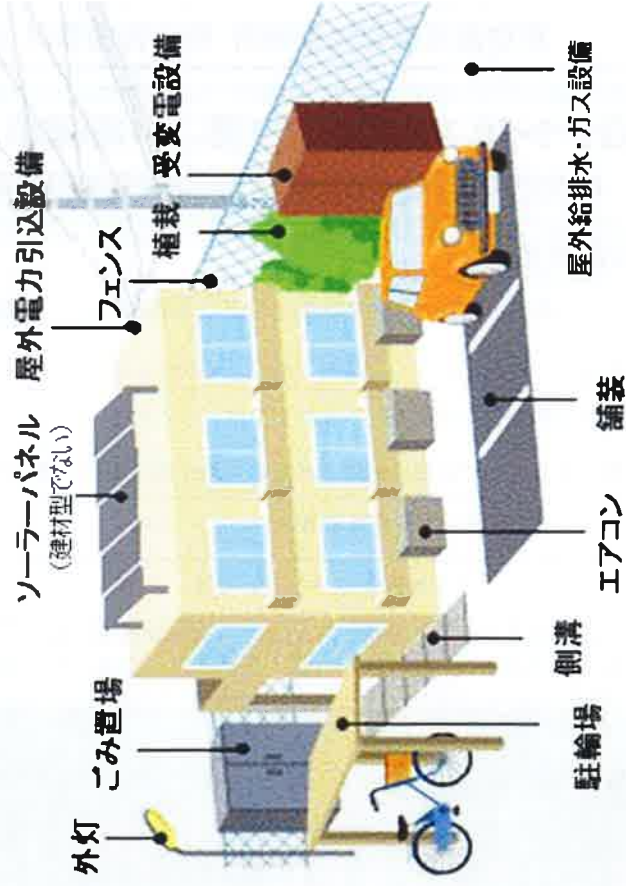


開設期間: 令和2年12月1日(火)~令和3年2月1日(月)

# アパートや貸駐車場のオーナーは 償却資産の申告が必要です。

## 【主な資産例】賃貸住宅をお持ちの方

( 建物は家屋として課税されるため、償却資産申告の対象外です。 )



## 償却資産とは？

土地、家屋以外の事業の用に供することができる資産です。  
固定資産税として課税されます。



## どのような資産が 申告の対象になるの？

主に、舗装路面や門、フェンス、植栽などの外構工事、  
屋外給排水・ガス・電力の引込工事など、土地、家屋以外の  
事業の用に供することができる資産が対象となります。



## いつ、どこに申告するの？

1月31日までに目黒都税事務所に申告してください。  
(1月1日現在、目黒区内にお持ちの償却資産)